

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

かのや 農業委員会だより

食と農は生命の源である

回 覧

No.12

平成28年12月発行
鹿屋市農業委員会事務局

☎ (代表) 0994-43-2111
(直通) 0994-31-1131



【写真】 京都府教育旅行生の農業体験（鹿屋市吾平町上名）

発刊によせて	2頁
農業委員会事業紹介	3～5頁
農業委員会の取り組み	6～7頁
地域農業を担う農業者たち	8～9頁
農業委員会からのお知らせ	10頁
標準賃金・農地賃借料金	11頁
農業委員地区担当表	12頁

発刊によせて



鹿屋市農業委員会
会長 木場 夏芳

今年は、平成28年熊本地震をはじめ日本各地で台風が猛威を振るいました。本市においても、9月に上陸した台風16号によって、農地や農業用施設等は甚大な被害を受けており、一日も早い復旧を願うばかりです。

さて、農業委員会では、改正された農業委員会等に関する法律の施行により「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となったところです。

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした取り組みを、関係機関と連携しながら促進し、農業生産力の増進を図ってまいります。

農業委員40人は、農地を活かし、次世代の担い手を守り育てる理念で、本市農業発展のために積極的に努めてまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成28年4月1日から農業委員会制度が変わりました。

農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されました。

担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入などを促進するために、農業委員の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員が新設されました。

農地利用最適化推進委員が設置されます

- 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します

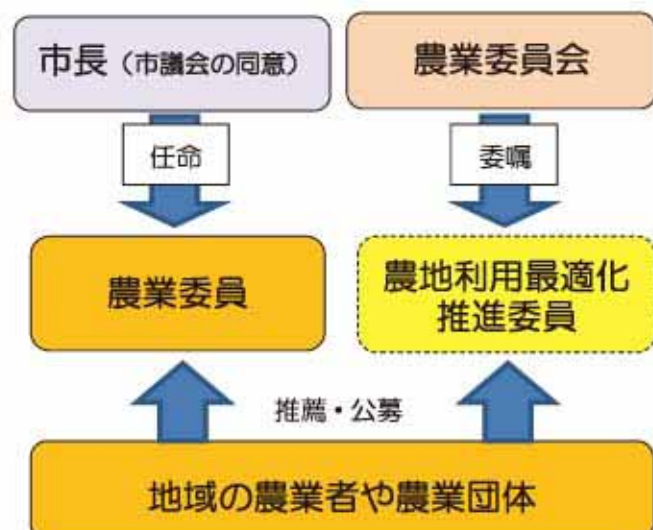
農業委員の選出方法が変わります

- 公選制から地域推薦・公募に
- 認定農業者を過半に
- 性別や年齢等に著しく偏らないよう配慮

農地制度の改正

- 農業生産法人から農地所有適格法人へ
- 農地転用制度の変更

農業委員、農地最適化推進委員の選任イメージ



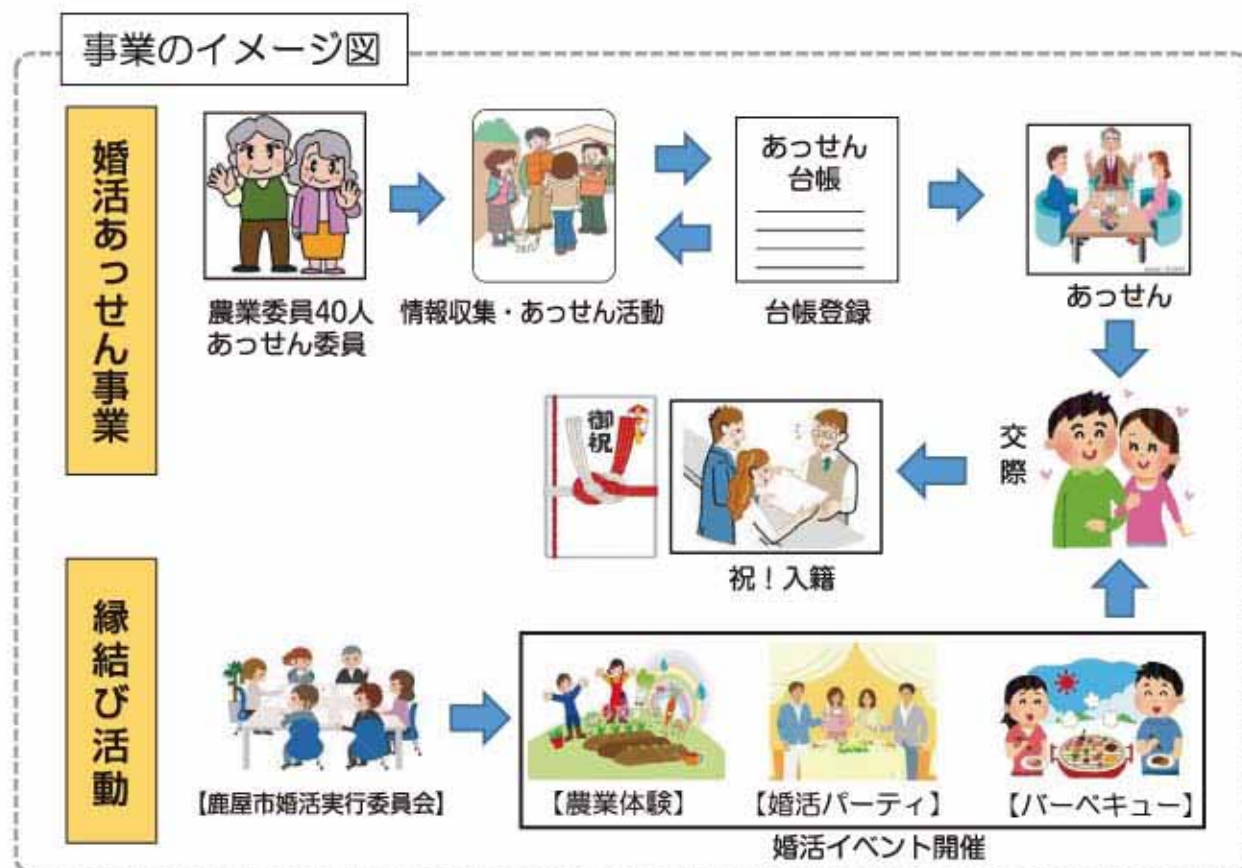
改正法施行前に選挙が行われた農業委員会については、任期満了後からの適用となるため、鹿屋市農業委員会での適用は平成30年8月1日からとなります。

農業委員会事業紹介

農業委員会では優良農地の確保と効率的な利用の促進、次世代の担い手を守り育むために各種事業に取り組んでいます。

新規事業 農業後継者縁結び応援事業

現代社会における非結婚化、晩婚化が進む中、男女の出会いが少ないと思われる農業後継者の結婚は、ますます困難なものとなっています。農業委員会では、担い手農業者を育成し農業経営の安定を図るために、「婚活あっせん事業」と「縁結び活動」を実施します。



H28年度縁結び活動実績

実施主体 鹿屋市婚活実行委員会

実施 平成28年10月8日～9日

参加者 男性 11人（鹿屋市内の独身担い手農家） 女性 12人（農業に理解のある市内外の独身女性）

結果 カップル6組成立

○独身農業後継者で交際相手のいない方は婚活あっせん名簿に登録してみましょう！

（主な要件等）

- ・市内に居住する未婚で交際相手のいない農業後継者
- ・年間150日以上農業に従事する者

○事業を通じて婚姻が成立した場合、お祝い金（1組当たり10万円上限）を支給します。

（主な要件等）

- ・婚活あっせん事業・縁結び活動をとおして婚姻が成立した場合
- ・婚姻後も配偶者が鹿屋市内に居住すること

助成金交付事業

■ 農用地の有効利用と利用集積を推進するため、一定の要件を満たす対象者には助成金を交付します。

事業名	鹿屋市農用地利用集積促進事業					
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地					
対象者	(貸し手) 認定農業者へ農地を貸し出した者、(借り手) 市内に居住の認定農業者					
交付要件	① 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権(賃借権)の設定(3年以上)が行われていること ② 1ヵ所の圃場において、10a以上の面積があること ③ 当該農地が国・県等の助成金等の対象になっていないこと ④ 農地所有適格法人で、その法人の構成員が当該法人に利用権を設定するものでないこと ⑤ 市税の滞納がないこと ⑥ 市が推進する各種農業施策に協力的であると認められること					
助成金の種類	10a当たり	設定期間	新規設定		更新設定	
			貸し手	借り手	貸し手	借り手
		3年以上6年未満	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
		6年以上	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業			
対象地域	市内の農振農用地区域内の農地			
対象者	市内に居住している農家等で、新たに他人の遊休農地を農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転を行った者			
交付要件	① 市内の土地で、地目が田又は畑であること ② 他人から利用権設定又は所有権移転した遊休農地であること ③ 自作地と接続する不作付農地又は概ね10a以上連続する遊休農地であること ④ 自作地と一体的に整備する場合も可能であること ⑤ 除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地とすること ⑥ 市税の滞納がないこと			
助成金の種類	10a当たり	助成費限度額		30,000円
		業者委託	限度額の1/2以内	
		本人整備	限度額の1/3以内	

農業経営の合理化・情報提供活動事業

■ 農業者年金の加入による農業経営の合理化、全国農業新聞購読による農業情報の提供を推進します。

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

農業者年金加入者累計13万人に向け加入推進活動中！

加入要件 ①年齢20歳から59歳 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業従事

詳しい内容については、鹿屋市農業委員会事務局または最寄りのJAまで



全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

(月4回金曜日発行 B3版10～14頁建 購読料：月700円[送料、税込み])

農地中間管理事業を活用しましょう！

～ 活かそう農地 託そう未来 ～

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

「農地中間管理機構」を通して農地の貸し借りを行う新たな仕組みが、平成26年度から始まっています。

①農業部門の減少による経営転換、またはリタイアする、②農地を他の方に利用してもらう、③人・農地プランなど地域の話し合い活動をもとに、地域の農地を機構に預けて新たな利用計画を立てる、などの取組みには「**機構集積協力金**」が交付されます。

規模拡大したい方が円滑に農地を借り受けられるよう、また、皆さんの地域の農地が効率的に活用され、耕作放棄地が発生しないよう、地域の農業の将来について皆さんで考えてみましょう。

機構集積協力金の概要

個人に対する支援

① 経営転換協力金

○ 経営部門を縮小または農業をリタイアするために、自作地を機構を通して貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉	(0.5ha以下)	30万円以内／戸
	(0.5ha超2.0ha以下)	50万円以内／戸
	(2.0ha超)	70万円以内／戸

② 耕作者集積協力金

○ 自作地を機構を通して貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉 10a当たり1万円以内

(現在、借入地である場合は、利用権を有している者(耕作者)に交付)

※①、②は機構を通した**10年以上**の賃借契約が結ばれることが必要です。

地域に対する支援

③ 地域集積協力金

○ 一定地域内の農地を通して貸し出す場合に交付されます。

〈交付単価〉 ※表()内は新たな担い手への賃借とならない場合の単価

機構への貸付割合	単 価
2割超5割以下	1.5 (0.7) 万円以内/10a
5割超8割以下	2.1 (1.0) 万円以内/10a
8割超～	2.7 (1.3) 万円以内/10a

(注) 上記、②耕作者集積協力金、③地域集積協力金の単価は平成29年度までの単価です。

こんなメリットもあります！

- 複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。



詳しい内容は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のホームページ「農地中間管理機構」をご覧ください。

- 鹿児島県農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）（電話）099-223-0223
- 鹿児島県農政部農村振興課（電話）099-286-3105
- 大隅地域振興局農政普及課（電話）0994-52-2142
- 鹿屋市農林水産課（電話）0994-31-1117 あるいは 鹿屋市農業委員会（電話）0994-31-1131

行動する農業委員会の取り組み



農業委員会総会の開催

～優良農地の確保と有効利用への取組～

農業委員会では毎月1回、農地法に基づく農地の売買賃借の許可申請の可否の審議・決定、農地転用許可申請に対する意見の決定、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等を行っています。

農地利用状況・荒廃農地調査の実施

～遊休農地の発生防止・解消への取組～

7月から9月にかけて、農地法に基づき、管内農地の利用状況調査と荒廃農地調査を実施しました。

調査結果に基づき、荒廃農地の所有者等には農地の利用意向調査を実施しています。



農業者年金加入推進事例発表

～農業経営の合理化への取組～

9月14日県農業会議主催による、農業者年金加入推進特別研修会が鹿児島市内で開催され、鹿屋市農業委員会の加入推進取り組みについて、木場会長が事例発表を行いました。

先進地研修視察

～資質向上への取組～

10月24日、宮崎県都城市を農業委員29人が訪問し、都城市農業委員会の農業委員会法改正による農業委員、推進員制度、役割などについて、視察研修を行いました。先進地の取組状況や収集した情報を生かして、本市農業発展のために取り組んでいきます。





婚活イベント開催

～バラのまちで愛を育てよう！

「農家縁結び in かのや」～

10月8日・9日の両日、鹿屋市婚活実行委員会主催で、農業後継者に新たな出会いの場を設けようと独身女性との婚活イベントを開催しました。イベントには、男性11人、女性12人が参加しました。

初めは緊張した表情の参加者でしたが、サツマイモ堀り体験や焼酎工場見学、パーティーイベントを進めるうちに雰囲気も和やかになっていきました。

2日目の霧島ヶ丘公園でのバーベキューでは、笑い声が飛び交うなど一段と交流も深まり6組のカップルが成立しました。これがきっかけとなり、楽しいお付き合いが始まるといいですね！



農業委員会相談コーナー開設

市内4地区で秋まつりが開催され、多くの来場者で賑わいました。農業委員会では、農地相談コーナーを開設して農地相談や農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大に取り組みました。



星のふるさと輝北まつり会場 (11/6)



美里あいら農業祭 (11/13)



鹿屋市農業まつり(11/12・11/13)



くしら黒土祭り (11/23)

地域農業を担う農業者たち

夢を持ち農業に打ち込む経営者の皆さんを編集委員が取材しました。

鹿屋地区

大平隆章さん（28歳）は大根、ゴボウ、加工用ポテト、サトイモ、人参など31haを栽培する園芸農家です。

“小さな頃から大きなトラクターに乗る父親の姿に憧れ、物心をついたころには農業をやると決めていました”と隆章さん。

鹿屋農業高校を卒業後、宮崎県立農業大学校に進学。卒業後は（株）宮崎中央青果で卸売や物流の仕組みについて学び、23歳の時、国際農業者交流協会（JAEC）の海外農業研修生として渡米。

カリフォルニア州サマルで、単身トレーラーハウスで自炊をしながら、アメリカの大規模農業経営を肌で学びました。

農業の良さを尋ねると“旬のものを食べられる事や消費者の方から、ファンレターをもらった時は、生産者ならではの喜びを感じます”と隆章さん。

機械に強い隆章さんの夢は、生産農家ならではのアイデアで、既製品にないオリジナルの農業用機械を開発することです。



【取材・写真】農業委員 西ノ原 敏男（鹿屋地区）

輝北地区



輝北町の上川涼一さん（31歳）は、現在33aのハウスでスプレーグクを栽培しています。

出身地の曾於市で茶業法人の社員として働いていましたが、将来は独立したいという思いから、花き農家を目指して、夫婦で輝北町にある農業公社でスプレーグクの研修を受け技術を習得しました。

作付け時期をずらしながら、年間12回から14回も出荷を行います。

定植の忙しい時期には、近所の方やNPO法人を雇用しています。

“休日は子どもたちのキャッチボールの相手をしたり、家族で野球チームの応援に出かけます”と笑顔で答えてくれました。

今年の秋には近くにマイホームも完成し心機一転、健康に注意して頑張ってください。

【取材・写真】農業委員 有村 隆（輝北地区）



福嶋豊彦さん（27歳）・由希子さん（26歳）夫妻は県内では唯一トルコギキョウを専門に栽培する花き農家です。

高校卒業後、会社勤めも経験しますが、農業という夢に向け、鹿児島県立農業大学校に入学。卒業後は、鹿屋市農業公社で栽培技術を熱心に学び、平成27年に独立就農しました。

夫妻の出会いは、由希子さんが農大で一日だけ研修を受けることがあり、豊彦さんと同じグループになり

ました。活動を共にしながら豊彦さんの一生懸命な姿に魅せられた由希子さん。交際を重ね一緒に農業をやろうと決心したそうです。

花の栽培は天候の影響を受けやすく一時も気が抜けないそうですが、“夫婦で同じ目標に向かって一緒に仕事ができるのは幸せです”と由希子さん。“当面の目標は経営の安定です。将来は、両親の経営と統合して、鹿児島のトルコギキョウを全国にアピールできるような経営を目指しています”と豊彦さん。二人の言葉から花作りへの情熱が伝わってきました。

【取材・写真】農業委員 新村 良廣（串良地区）

福元渉さん（32歳）は、吾平町下名で、水稲400a、ゴボウ60aを栽培する稲作園芸農家です。

小学生から野球に打ち込み、社会人では岡山県の企業ソフトボールチームで投手として活躍した経験の持ち主です。

4年前に実家が稲作農家ということもあって自然な流れで就農を決意しました。400aもの水田を維持管理していくのは大変な作業。除草作業と耕運作業は通年おこなうため、ゆっくり休む暇はないそうです。

“種から育てた小さい苗が、収穫を迎える時と、米を購入していただいたお客様から「美味しいね」と喜んでいただいたときは嬉しいですね”と渉さん。仕事の傍ら、週4日から5日は、自分の子どもたちも所属する、地元ソフトボール少年団のコーチも務めており、忙しい中でも、充実した毎日を送っています。



吾平の担い手農家としてはもちろん、ソフトボールを通して子どもたちの育成にも貢献する渉さん。これからも、ますますの活躍を期待しています。

【取材・写真】農業委員 堀之内 節子（吾平地区）

農業委員会からのお知らせ

農業委員永年勤続表彰

農業委員として、地域農業振興のために永年にわたって尽力され、功績のあった農業委員4人に、大隅地区農業委員会連絡協議会から永年勤続10年表彰状が贈られました。

(輝北地区担当) 栗山委員・有村委員
(申良地区担当) 田村委員・田中委員



(写真) 栗山委員、有村委員、田村委員、田中委員

農地法・農業経営基盤強化促進法の許可に関する標準事務処理期間等について

申 請 種 類		許 可 権 者	必要日数	締 切 日
利用権設定	賃 借 、 使 用 貸 借 許 可	鹿 屋 市 長	概ね 25日	毎月3日 (開庁日の場合は 直後の開庁日)
農地法第3条	自己所有農地の売買・贈与・貸借許可	鹿屋市農業委員会	概ね 21日	
農地法第4条	自 己 所 有 農 地 の 転 用 許 可	鹿 児 島 県 知 事	概ね 55日	
農地法第5条	自己所有農地以外の転用許可			

農地の利用意向調査にご協力ください 回答期限は平成29年1月31日(火)です

- 平成26年度から農地法の改正により遊休農地対策が強化されました。
- 農業委員会では、管内農地の利用状況を調査し、結果に基づいて遊休農地の所有者等に利用意向調査を実施中です。今後の農地の意向について回答をお願いいたします。
- 優良農地を、ご自分で耕作できない方は農地中間管理機構への貸し出しをご検討ください。

平成28年度から農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます

- 所有する農地のすべて(10a未満の自作地は残せる)を新たに農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合。
- 貸付期間が15年未満の場合は3年間、15年以上なら5年間、固定資産税が1/2となります。
※ 軽減措置の適用は平成28年度、29年度の2年間です。

平成29年度から遊休農地の課税強化が始まります

- 農業委員会が農地中間管理機構と協議する旨の勧告を実施した遊休農地は、固定資産税評価額(現行0.55倍)が1.8倍に強化されます。ただし次の①～④は勧告の対象となりません。
 - ① 農業振興地域外の農地
 - ② 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付意向が示された農地
 - ③ 農地中間管理機構の事業規定上、機構が借り受けしない農地
 - ④ 農業委員会が農地として再生不可能(非農地)と判断したもの

平成28年度 標準賃金

この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがあると思いますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って契約してください。

区 分	種 類	単 価	備 考
賃 金	一般賃金（8時間）	5,720円	県最低賃金が、平成28年10月1日から、時間額715円へ改訂（従前時間額678円）
耕 賃 （10a当 たり）	耕起のみ	5,000円	田
	代かきのみ	7,000円	
	耕起から代かき	14,000円	
	機械田植え	7,000円	
	耕起から田植え	20,000円	
	耕起のみ	4,000円	畑
	深耕（ブラウ）	5,000円	
	ブラソイラー	4,000円	
	甘藷のツル切り	4,500円	
水 稻	刈取（10a当たり）	6,500円	ヒモ代込み
	脱穀（10a当たり）	7,000円	ハーベスター（ヒモ代込み）
		14,000円	コンバイン（刈取から脱穀まで）
	籾乾燥	1,000円	（バインダー1袋当たり）
その他 （10a当たり）	うねたてのみ	4,500円	
	うねたて、マルチ張り	8,500円	
	うねたて、マルチ張り、土壌消毒同時作業	11,000円	
	掘り取り	15,000円	甘藷・加工用（ハーベスターによる）
		13,000円	甘藷・澱粉用（ハーベスターによる）
		12,000円	馬鈴薯（ハーベスターによる）
		6,000円	甘藷（トラクターによる）
		3,500円	甘藷（耕耘機による）

（面積：10a当り）

平成28年度 農地賃借料金

農地の貸し手・借り手において賃借料決定の参考としていただけるよう、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、平成27年1月から12月までに締結（公示）された賃貸借における実勢賃借料水準について、お知らせします。

区 分	地 目	内 訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋地域	畑	農用地区域内	10,900円	30,000円	1,500円	473件
		農用地区域外	7,800円	15,000円	1,100円	66件
	田（水田）	—	7,000円	13,300円	1,300円	78件
輝北地域	畑	農用地区域内	8,200円	16,500円	800円	70件
		農用地区域外	7,900円	15,000円	3,200円	7件
	田（水田）	—	7,200円	12,300円	800円	25件
串良地域	畑	農用地区域内	10,500円	50,000円	5,000円	468件
		農用地区域外	10,200円	20,000円	5,000円	46件
	田（水田）	—	11,400円	50,000円	1,300円	196件
吾平地域	畑	農用地区域内	10,100円	31,100円	2,000円	93件
		農用地区域外	4,600円	10,000円	2,100円	13件
	田（水田）	—	10,400円	30,000円	3,000円	148件
区 分	地 目	内 訳	平均額	最高額	最低額	データ数
鹿屋市全体	畑	農用地区域内	10,500円	50,000円	800円	1,104件
		農用地区域外	8,300円	20,000円	1,100円	132件
	田（水田）	—	10,100円	50,000円	800円	447件

農業委員地区担当表

農地に関することは、お住まいの地域の農業委員にご相談ください。

地区	氏 名 電話番号	担 当 地 区	地 域	地区	氏 名 電話番号	担 当 地 区	地 域
鹿屋地区	江並 信義 45-2040	上別府・高隈中央・重田・瀬戸野 谷田・飯屋・柏木・柚木原	高 隈	串良地区	新村 良廣 62-3379	花鎌・土持・新中堀・外堀・杉場・更和 共和・共心・更栄・堂園・馬掛	細山田
	寺下 幸弘 43-4833	旭原・礼元・寿1～4丁目	笠野原		田中 次男 62-3086	下之段・生栗須・高松・立小野 平瀬・下中・中野	細山田 有 里
	釘田 秀人 41-2076	東原・大堀・黒坂			田村 利秋 62-2301	竹下堀・入部堀・東新堀・矢柄・上矢柄 西新堀・新栄・東新町・西新町・東共心 上辰喰・辰喰・栄・上栄・伊集院・東西	
	武元 悟 43-4583	笠之原			山下 繁 63-9001	共栄中・共栄東・共栄西・烏之栄・平和 塩塚・昭栄・星ヶ丘・共栄東上	有 里
	木場 夏芳 44-6208	祓川			泊 義秋 63-6095	下大塚原・上大塚原上・上大塚原下 下南木・新大塚原・富之下・中雨木 吹上田・山下・中郷・富ヶ尾中央 桜ヶ丘	有 里 下小原
	川崎 守 43-8007	上祓川(台地上・台地下)・吉ヶ別府			村山みつ子 63-6387	十三塚・永峯・大迫・県営住宅 中宿・大久保段・中山上・中山下	上小原
	山中 建夫 44-1851	下祓川・西祓川・王子・打馬・大手			本村ヤス子 63-4922	中山原・松崎・城ヶ崎・下方原・柳谷	
	西ノ原敏男 44-7200	郷之原・今坂・西原・大浦・上谷・新生	西 原		野崎 陽一 63-9029	白寒水・大坪・下小原南・下小原北	上小原 下小原
	飯屋蘭俊郎 46-4636	花岡・鶴羽・花里・根木原・海道 小薄・有武・高牧・古江	花 岡		倉田 雪男 63-6658	愛ヶ迫・永和・緑ヶ丘・岡崎上・岡崎西 岡崎東・堅田・鶴亀・江口迫・諏訪下 上之馬場・上之馬場下・和田	有 里 岡 崎
	中塩屋 均 44-2238	天神・船岡・小野原・一里山・白水 古里	鹿屋原		上之原 昇 58-6752	大川・永野牧・神野西・神野東 市之渡・横井坂・砂ヶ野 水流・黒羽子・荷掛	神 野 鶴崎東
	福元 利夫 43-5297	川西・名貫・田崎			堀之内節子 58-7025	木浦・木場・真戸原・金山・立元 上吉野・下吉野・吉野・平前・大牟礼 門前・新地・中福良	鶴崎西 鶴崎中
	畠井 孝二 44-6666	新川・川東・寿5～8丁目・白崎			萩崎 英珍 58-6823	鏡原・角野・東原・上車田・下車田 鉛屋敷・永山・簡ヶ迫・平瀬・鏡中 鏡東・鏡西・柿上・柿下	鶴崎東 中央鶴
	岡元 茂 48-2123	横山・下堀・野里・上野			吾平地区	倉岡 愛子 58-8187	萩崎・上西目川路・下西目川路・今吉 堀木田・新堀木田・鷺・白坂・石場・西迫
	下飯屋勝哉 47-2176	高須・浜田		加賀 悟 58-7530		赤野・寒水・寺ヶ迫・持田・中尾 上町・下町・中町・西橋町・上屋敷 宮前・町園・原田・坂下・益田 希望ヶ丘	中央東 中央町
	木下 和明 48-2329	田淵・大始良		福元 康光 58-7140		坂元・川上 名主・池久保・川西中・真角・川北 茶円・樋之口・末次・井神島・鶴地 原口	中央鶴 下名西 下名東
	福岡 卓二 49-2638	飯隈・永野田・萩塚	百 引				
	清水 武雄 48-2856	星塚・獅子目					
	榎原 辰夫 49-2182	南・池園					
	輝北地区	新原 晃憲 486-0739	歌丸・白別府・名主段 岳野	百 引			
栗山 タカ 486-0564		諏訪・樽久保・上平房・和泉ヶ野					
大山 稔 486-0308		一番郷・二番郷・西原・愛宕・本町 堂平・坂宮・風呂段					
永吉 徳光 486-0618		中平房・下平房・竹下・三原・影吉	平 南				
上野 輝男 485-1536		下方・宮園・上沢津・下沢津 久木野々・徳留	市 成				
障子田 勝 485-1201		仏山・朝倉・八重山・上方・辰喰 上場団地					
有村 隆 485-1856		飯屋・福岡・浮牟田・柏木・日新・谷田		高 尾			

(平成28年11月8日現在)

事務所	職員数	連 絡 先
農業委員会 事務局	8人	(代表) 0994-43-2111 (直通) 0994-31-1131
輝北総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表) 099-486-1111
串良総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表) 0994-63-3111 (直通) 0994-63-3114
吾平総合支所 産業建設課	3人 (兼務)	(代表) 0994-58-7111 (直通) 0994-58-7257

編集後記

10月中旬1泊2日で、京都府立綾部高等学校の生徒4人が教育旅行で鹿屋市吾平町の農業委員(堀之内節子さん)宅に宿泊をしました。表紙は、栽培暦40年のかぼちゃ畑で摘花作業中の様子です。休憩時間に堀之内さん手作りの「ふくれ菓子やガネの天ぷら」などが振る舞われ、初めて口にする鹿児島島の郷土菓子に感動した様子でした。

編集委員(西ノ原敏男・有村隆・新村良廣・堀之内節子)